

## 平成30年度から後期高齢者医療保険料が変わります

### 《変更内容》

#### ・保険料率

	平成28・29年度	→	平成30・31年度
均等割額	44,795円		45,500円
所得割率	8.97%		8.76%

#### ・年間保険料の限度額

	平成29年度まで	→	平成30年度から
年間保険料限度額	57万円		62万円

■保険料は平成30年4月から平成31年3月までを1年とし、以下の計算式で年間保険料を計算します。

#### 【年間保険料】

均等割額 (45,500円) + 所得割額

#### 【所得割額】

(総所得金額等<sup>※</sup> - 基礎控除) × 所得割率  
(33万円) (8.76%)

### ※総所得金額等

「公的年金収入-公的年金控除」「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」等、社会保険料控除等の所得控除前の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額「土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額」も含む)

- 所得の少ない世帯の方や健康保険組合等の被扶養者だった方には、均等割の軽減や被扶養者軽減があります。(これまでと一部内容が変更になっています)
- 平成30年度から、国の制度改正により所得割の軽減措置はありません。(平成28年度5割軽減、平成29年度2割軽減)
- 平成29年中の所得をもとに計算した保険料の決定通知書は7月中旬にお届けします。

問保険医療課 医療保険年金係 担当:桑田  
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130



## 農業用水利施設の維持管理

近年では梅雨時期や台風時期以外でも、突発的な豪雨が発生することがあります。農業用水利施設<sup>※</sup>の安全性を確保するため、危険箇所や劣化などの確認を行ってください。

### ※農業用水利施設

ため池・頭首工・農業用水路・排水路・揚水機等の農業に使用する水に関わる施設

### ■変形や漏水の確認

農業用施設は経年劣化し、思わぬところが変形・破損したり漏水が発生することがあります。特にため池は堤体に陥没やひび、水がしみ出ているところ、湿って柔らかいところを確認して下さい。小さな水みちがため池の決壊のもととなります。

### ■立ち木や雑草は刈り払う

農業用施設の脇に草や木が生えたと、施設そのものが見えにくくなるとともに、施設自体が草や木の根に押され変形し、機能が失われる可能性があります。特にため池の堤体上は草木が茂ると、漏水やひび割れなどを発見しにくくなり、草木の根によってできるすきまが漏水の原因となることがあります。

### ■水流を妨げているものがないか

農業用施設の水の流れを妨げているものがあると、そこから水があふれ出し、様々な災害の要因となります。ゴミや枝葉が水流を妨げてしまうことが多く、水路の脇などが掘れたりすることで結果的に施設の寿命を縮めてしまいます。特にため池は洪水吐に土のうを積んだり、網などを張っていると、大雨による水を排除できず、山からの流木などが引っ掛かり、洪水吐をふさいでしまうことがあります。洪水吐をふさいでいるものは取り除き、洪水吐の周囲の崩れそうな部分はなおしておきましょう。

### ■確認や維持作業はなるべく複数人で行う

農業用水利施設等の確認や維持作業は危険を伴います。施設管理者の方が大雨等の際に施設に近寄られる必要が発生し、毎年全国で尊い人命が失われています。少しでもリスクを回避するため、複数人で作業を行ってください。

問農林水産課 農林土木係 担当:檜山  
☎お太助フォン 47-4022 ☎42-1003



制度に関するお知らせ

## 行政情報

## 住民票など証明書のコンビニ交付サービスを開始します

コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用し、住民票などの証明書が市役所の窓口が開いていない早朝や夜間、土日祝日でも取得できるサービスを平成30年7月1日から開始します。

ご利用にはマイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が格納されたもの)が必要です。住民基本台帳カードは使用できませんので、この機会にマイナンバーカードを取得してください。

※マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書を格納していない場合は、マイナンバーカードをお持ちのうえ、総合窓口課、または各支所窓口係へお越しください。

### 《交付手数料》

350円/1通

### 《ご利用可能時間》

6時30分～23時(12月29日～1月3日を除く)

### 《ご利用可能店舗》

マルチコピー機のある全国のコンビニエンスストア約53,000店舗

### ■安心してご利用いただけます

- ・店舗内のマルチコピー機をご自身で操作するので安心です。
- ・証明書取得後のデータは一切残りません。
- ・マルチコピー機の画面表示や音声案内により、マイナンバーカードや証明書の取り忘れ防止対策をしています。
- ・証明書には偽造、改ざん防止処理がしてあります。

	取得できる証明書	取得できない証明書と注意事項
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人または同一世帯員の最新事項が記載されたもの</li> <li>・外国人特有の記載事項(国籍、在留資格等)が記載されたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削除されたもの、住所や氏名変更の履歴および備考欄の記載のあるもの</li> <li>・住民票コードが記載されたもの</li> <li>・外国人の方の記載事項(国籍、在留資格等)を省略したもの</li> </ul> <p>※転入・転居届出をされた直後、および同一世帯に転出予定者がいる場合は取得できない場合があります。</p>
印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録をされたご本人のみの印鑑登録証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理申請での取得</li> </ul> <p>※市役所などの窓口では印鑑登録証が必要です。</p>
所得証明書 課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人のみの所得証明書と市県民税課税証明書</li> <li>・最新年度(6月に更新)のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※原則として、発行年度の前年度1月1日時点で安芸高田市に住民票がない方は利用できません。</li> <li>※収入の無い方(市県民税の申告をした方は除く)は証明書が発行できません。</li> </ul>

問総合窓口課 窓口係  
☎お太助フォン42-5616 ☎42-2130

税務課 市民税係  
☎お太助フォン42-5614 ☎42-2130

情報管理課 電算管理係  
☎お太助フォン42-5636 ☎47-1223

## 横田郵便局・小田郵便局での住民票などの取り扱いを廃止します

横田郵便局、小田郵便局での住民票や印鑑登録証明書、税証明書の取り扱いを6月29日(金)をもって廃止します。ご利用されていた方にはご不便をおかけしますが、7月1日(日)から開始される「コンビニ交付」や市職員による「まごころ代行サービス」をご利用ください。

### ■以下の郵便局では引き続き取り扱います。

- ・川根郵便局 ・来原郵便局
- ・生桑郵便局 ・北郵便局

問総合窓口課 窓口係 担当:西本  
☎お太助フォン 42-5616 ☎42-2130



## 土砂災害特別警戒区域内の宅地の固定資産税を減額します

土砂災害防止法により指定を受けた土砂災害特別警戒区域(いわゆるレッドゾーン)に該当する宅地、宅地並み雑種地については、一定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制等による土地価格への影響が発生することから、平成30年度より固定資産税のもととなる評価額の算定の際に、一律3割の減額補正を適用します。

レッドゾーンの指定箇所については、広島県の土砂災害ポータルサイト等でご確認いただけます。

問税務課 資産税係 担当:藤城  
☎お太助フォン 42-5614 ☎42-2130

